

発言者氏名

藤野 英明

| | |
|-----------------------|---|
| <p>発言の会議</p> | <p>平成20年 12月 4日 本会議</p> |
| <p>発言の種類</p> | <p>質疑、個人質問、緊急質問、討論、その他</p> |
| <p>答弁を求める者</p> | <p>市長</p> |
| <p>件名及び 発言の要旨</p> | <p>1. 新聞報道で明らかになった、長井海の手公園（ソレイユの丘）での、野菜パックの製造日ラベルはがしの問題について</p> <p>11月28日と29日の神奈川新聞の報道によって、長井海の手公園（以下、ソレイユの丘）のデイキャンプ場野外バーベキューにて、利用客に提供する野菜の真空パックの製造日ラベルを従業員がはがしていたことが明らかになった。</p> <p>本市からソレイユの丘の指定管理を受けている「横須賀ファーム」は、7月28日のラベルをはがしたことは認めているが、あくまでもはがしたのはこの1日のみであり、他の従業員から指摘を受けた支配人はラベルをはがした野菜パックの廃棄を命じた、としている。</p> <p>すでに本市は、土木みどり部と保健所生活衛生課が現地に2度入り（12月1日現在）、立ち入り調査、事情聴取と指導を行っている。しかし、新聞報道では関係者の発言として、7月28日だけではなく、日常的にラベルをはがして利用客に提供していたとされている。</p> <p>「食の安心・安全」が大きな社会問題となっている今日、子どもづれの家族の利用者が非常に多く、かつ本市にとって観光拠点として重要な位置づけにあるソレイユの丘の食の安心・安全について、事実関係を一刻も早く明らかにしなければ、本市にとって大きな損失である。</p> <p>（1）ソレイユの丘の利用者数とバーベキューの利用者数について</p> <p>ア. ソレイユの丘オープンから現在までの1年ごとの入場者数は何名か。また、2007年と2008年の、①ゴールデンウィーク、②7月、③8月、の入場者数はそれぞれ何名か。</p> <p>イ. 今回問題となった「デイキャンプ場野外バーベキュー」の2007年と2008年の利用者数は何名で、年間売上はいくらか。</p> <p>（2）「ラベルはがしは1日だけ」との主張の妥当性について</p> <p>ア. 従業員が7月28日に野菜パックの製造年月日ラベルをはがした理由は「製造年月日を数日すぎたラベルがはってある野菜パックを提供したことで、お客様からクレームを受けたから」とのことだが、このクレームをその従業員が受けたのは何月何日のことか。</p> <p>イ. 野菜パックを扱う業者によると、製造年月日から3日間が消費期限である。したがって、クレームを受けたお客様に対してこの事実をきちんと説明すればご理解いただけたにも関わらず、何故この従業員はラベルをはがしたのか。食品を扱う部門の従業員に対して、消費期限など食品についての教育は行われていたのか。</p> |

件名及び
発言の要旨

ウ. ラベルをはがしているのを見た他の従業員がすぐに支配人に報告すると、支配人は現場にかけつけてすぐに廃棄するように指示をしたが、にも関わらず「実際に廃棄したかは確認していない」とのことである。廃棄を指示するほどラベルはがしの問題の大きさを理解していながら、何故、支配人は実際に野菜パックを廃棄するまで確認しなかったのか。

エ. すでに11月28日の保健所生活衛生課の立ち入り調査において、野菜パックなどの「廃棄台帳」が存在しておらず、こうした不備を正すよう指導がなされている。一方、7月28日の時点では廃棄台帳が存在していないにも関わらず、この製造年月日ラベルがはがされた野菜パックを誰がいつ廃棄したかをどのように確認したのか。支配人は廃棄を目視で確認していないにも関わらず、お客様には提供していないと断言できる根拠は何か。

オ. 仕入れは、事前のバーベキュー予約数と前年の利用者実績などから見込んで発注をかけているとのことだが、仮にラベルをはがした野菜パックが廃棄されていたとすれば、お客様に提供する野菜パックは足りなくなったのではないか。当日のデイキャンプ場野外バーベキューの利用者数（予約者数と当日受付者数の合算）と、仕入れた野菜パックの数から廃棄した数をマイナスした数は一致しているのか。

カ. 神奈川新聞の記事では、ラベルはがしは7月28日だけでなく7月19日と31日にも行われたと示唆する写真を掲載している。また、私自身も信頼できる関係者から「昨年から日常的にラベルをはがしていた」との説明を受けている。これらは、「ラベルはがしは1日のみで2度と行っていない」とのソレイユの丘側の説明と矛盾している。もし関係者の発言が事実であれば、組織ぐるみで事実を偽証しようとしたことになる。したがって、本市は早急に徹底的な調査を行なうべきではないか。

キ. 仮に「ラベルはがしは1日のみである」との説明が事実と反していた場合、本市はどのような対応を指定管理者に対して行うのか。指定管理者に対するペナルティはあるのか。

(3) 本市が12月中旬までにまとめる結果報告について

ア. 本市は調査を継続して12月中旬には結果報告を行うとしているが、この調査はどのような体制で行うのか。客観的な食の安心・安全を市民に保証する為にも、誤解を受けない為にも、調査は本市担当者のみで行うのではなく、食品安全に詳しい外部の第三者を含めて調査をなすべきではないか。

イ. 事実関係の確認は従業員への聞き取りだけではなく、野外バーベキューを予約利用されたお客様のうち、今年7月28日以前に利用したお客様に、製造年月日ラベルが野菜パックに貼られていたか否かを質問させていただくべきではないか。

件名及び
発言の要旨

ウ. 社員に対するヒアリングではなく、野外バーベキューを担当したアルバイトにもヒアリングを行うべきではないか。

(4) 横須賀ファームの、食の安心・安全に対する意識の欠如について

ア. 神奈川新聞の報道がなされた後、私もソレイユの丘の現地視察を行ったが、園内のどこにもこの問題についてお客様にお伝えする掲示がなされておらず、横須賀ファーム社のホームページにも何ら記載が無かった。ラベルはがしが1日のみで野菜パックは消費期限内で何も問題が無いとする主張どおりならば、利用者の方々に安心してご利用いただく為にも、同社は園内や同社ホームページにその旨を記すべきではないか。反論も謝罪も全く行っていないということは、食の安心・安全に対する意識の欠如ではないか。

イ. 本市が現在調査中であるにも関わらず、野外バーベキュー場では通常どおり予約と当日受付を行っている。冬場のバーベキュー利用者は少なく営業に大きな影響は出ないのだから、少なくとも調査結果が出るまでは、野外バーベキューの受付を自粛するのが利用者の方々に対する真摯な在り方ではないのか。

ウ. 人手が足りない夜間営業時などは調理場に動物担当の従業員が特にシャワーや消毒を行わずに手伝いに入っていたと関係者から報告を受けたが、これが事実ならば食品衛生的に問題ではないのか。

エ. 保健所生活衛生課が立ち入り調査を行った際に実際に見た調理場の、衛生状態はどうだったのか。改善の必要はなかったか。

(5) ソレイユの丘における食の安心・安全に対する本市の今後の取り組みについて

ア. 本市は土木みどり部が毎月ソレイユの丘にモニタリングで訪れているが、それに加えて、今後は保健所生活衛生課が食品の取り扱いについて抜き打ちでの立ち入り調査を実施していくべきではないか。

イ. この問題に対する本市の責任はどのようなものか。

件名及び
発言の要旨

2. 改正DV法を受けた本市の取り組みの必要性について

2008年1月に施行された改正DV防止法を受けて、市町村に努力義務が課せられた「被害者支援の基本計画」の作成と「配偶者暴力相談支援センター」の設置を本市も積極的に行うべきではないか。

(1) 「被害者支援の基本計画」作成の必要性について

ア. すでに本市はDV相談・被害者支援に力を入れているが、改正DV法の努力義務に基づく「被害者支援の基本計画」を新たに作成すべきではないか。本市が行うべき被害者保護の施策を分析し、かつ被害者保護の施策を明記して公表することで、より市民の方々に被害者保護と支援の必要性について理解していただけるのではないか。

(2) 「配偶者暴力相談支援センター」設置の必要性について

ア. 改正DV防止法の努力義務に基づき、本市も「配偶者暴力相談支援センター」(以下、DVセンター)を設置すべきではないか。

DVセンターを本市に設置することは、被害者の方々に必要な書類を県のDVセンターではなく身近な本市で発行できるなどのメリットがある。また、DV相談が市民部からこども育成部に移管され、DVと児童虐待の一体的対応がなされるようになったが、一方で、こども育成部という名称からか、こどもを持たないDV被害者の方からの相談が減ってしまったという現状がある。DVセンターの看板を掲げることで、こどもの有無に関わらず、被害者の方々に相談支援を受けていただくことにつながるのではないか。

件名及び
発言の要旨

3. よこすか高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画を含む）の改定案における、施設サービスの待機者解消の見込みと、重度の要介護者を対象とした施設サービスの在り方について

第3回定例会の一般質問によって、特別養護老人ホームの入所を希望しながらも待機させられている方（以下、待機者）が実数で1894人もおり、待機年数の平均は2年3カ月にも及ぶことが判明した。

そんな現状にも関わらず、改定案が現在パブリックコメントにかけられている『よこすか高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画を含む）』では、特別養護老人ホームの整備数は300床増にとどまっている。

また、国の療養病床削減の方針によって、重度の介護度・医療区分の高齢者の受け皿がますます無くなり、困難な状況での在宅での家族介護へと追い込まれている。したがって、重度の方々に対する本市としてのきめ細かな新たな対応が必要ではないか。

（1）待機者数の解消の見通しについて

ア. 改定案における特別養護老人ホームの整備床数で、待機者数と待機年数を減らすことができるのか。

（2）重度の介護度・医療区分の方々の現状と、今後の対応について

ア. たとえ施設入所であっても誰もが身近な地域での入所を希望するにも関わらず、重度の介護度・医療区分（例えば、気管切開、酸素吸入、点滴、心拍モニターなどの必要があるなどの状況）によって市内の施設・病院では受け入れを断られ、やむをえず市外の施設・病院に入所している高齢者は、何名いらっしゃるのか。

イ. 改定案「第3章 高齢者へのサービスの現状 1（7）これまでの計画と実績に対する評価」の表3-13では、施設サービスの今後の課題として「重度者への重点化」とあるが、具体的な記述が見られない。より明確に重度の要介護者を対象とした本市の今後の取り組みを記すべきではないか。

ウ. 現状では受け皿が無い為に市外へと追いやられている高齢者とそのご家族を、しっかりと本市内で対応できるように新たな取り組みを行うべきではないか。例えば、特別養護老人ホームで重度の要介護度・医療区分の方々の為に看護職員を手厚く配置している施設などに対して市単独で加算を行うなどの取り組みが必要ではないか。